

【再任用制度QA表】

更新日：2025年7月8日

No	内容	回答
1	再任用に当たり、どの部署及びどの職種でもフルタイムでの任用を希望できるのか。	希望することは可能ですが、部署及び職種の事情によりフルタイムの配置が行えない場合もあります。
2	短時間勤務を希望する職員の短時間勤務職での採用割合はどれくらいか。	希望者の割合については集計しておりませんが、全体としては短時間勤務職での採用割合が高くなっております。
3	希望する配属先への配置割合はどの程度か。	割合については集計しておりませんが、人事配置を行う際には再任用対象者の希望も参考にしております。
4	共済、社保に関わらず保険の扶養に入れることは可能か。	扶養の条件を満たしていれば可能です。
5	令和6年度定年退職者の再任用可能期間はどのくらいか。	一部の特定消防職員（退職時の階級が司令以下の方）を除き、定年退職から最大4年間再任用が可能となります。
6	定年退職後1年間期間を空けての再任用申込みは可能か。	要件を満たしていれば間隔を空けての申込みも可能ですが、年度途中の採用はございません。退職された皆様へは例年7～8月頃にホームページ上で募集案内を行っております。
7	再任用制度における給与額の決定根拠は何か。	人事院勧告を基に国の基準に準じております。
8	勤務形態の変更に伴う保険の切替が必要な場合はいつ頃手続きを行えばいいか。	詳細な手続きにつきましては退職者準備講座等でご説明させていただきます。また、例年、人事異動に係る内示後に保険に係る手続き等に関する通知を送付しております。
9	週4日勤務の短時間勤務職員で、平日の週休日と「国民の祝日」が重なった場合は、その翌日を休日扱い（いわゆる振替休日）とすることができるか。	いわゆる振替休日とは、「国民の祝日」が日曜日相当の週休日に当たるとき、その日の後の最も近い平日を休日とするものです。日曜日相当の週休日以外の週休日と「国民の祝日」が重なった場合は適用されません。
10	年度途中での勤務形態の変更は可能か。	休暇の付与日数や賞与等に影響することから、年度途中の勤務形態の変更は行っておりません。
11	定年引上げに伴い、60歳到達以降の働き方については、いつまでに決断すればよいのか。	7月中に実施する再任用意向調査までにご判断いただくことをお願いしております。
12	60歳到達以降、引き上げ後の定年年齢まで再任用を希望する場合、フルタイム、短時間勤務の両方を選択できるのか。	60歳到達以降、定年年齢まで再任用（定年前再任用）を希望する場合は、短時間勤務のみの選択となります。なお、定年前再任用の任期を終えた後も引き続き再任用を希望する場合は、暫定再任用制度（旧再任用制度）に移行し、フルタイム勤務又は短時間勤務のいずれかを選択することが可能です。
13	定年前再任用短時間勤務を選択した場合、これまでの年休はどうなるのか。	定年前再任用短時間勤務を選択する場合は一旦退職となり、週の勤務日数に応じた年休が新たに付与されますが、前年度に行使しなかった年休を有するときは、当該年休のうち同年度に付与された年休の日数を上限として翌年度に限り繰り越すことが可能です。
14	給料月額は一となっているが、手取り額はどれくらいになるのか。	前年度の所得や扶養状況など個々の状況によって異なるため、一概にはお示しできません。